

平成 27 年第 2 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 27 年 5 月 20 日第 2 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 正 明	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 春 男
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 信 夫	班 長 兼 副 主 幹	加 藤 潤
主 事	須 田 拓 也		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠 長	副市長	須田 正 彦
総務部長 (危機管理監)	齋藤 均	財務部長	佐藤 正 春
市民福祉部長	伊東 秀 一	農林水産建設部長	佐藤 正
商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春	教育次長	齋藤 義 行
ガス水道局長	高橋 元	消防長	伊東 義 輝
会計管理者	齋藤 洋	総務部総務課長	齋藤 隆
企画課長	佐々木 俊 哉	財政課長	佐藤 正 之
税務課長	山田 克 浩	市民課長	渋谷 憲 夫
子育て長寿支援課長	佐藤 リサ子	建設課長	藤谷 博 之
商工課長	齋藤 和 幸	観光課長	佐藤 均
フェライト子ども科学館長	阿部 和 久	予防課長	本間 徳 之

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成27年5月20日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議席の一部変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第44号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第2号)
- 第5 議案第45号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第3号)
- 第6 議案第46号 平成26年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第7 議案第47号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第4号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第5号)
- 第8 議案第48号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第6号)
- 第9 議案第49号 にかほ市観光拠点センター(仮称)本体建築工事請負契約の締結について
- 第10 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成27年第2回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議席の一部変更の件を議題とします。会派議員の所属変更に伴い、皆様のお手元に配付しております議席表のとおり、佐々木正明議員の議席を15番に、佐々木春男議員の議席を4番に、それぞれ変更を行いたいと思います。

お諮りします。佐々木正明議員の議席を15番に、佐々木春男議員の議席を4番に、それぞれ変更することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、佐々木正明議員の議席を15番に、佐々木春男議員の議席を4番に、それぞれ変更することと決定いたしました。

それでは、佐々木正明議員、佐々木春男議員は、ただいま決定しました議席に、それぞれお着きいただきたいと思います。

.....

【変更された議席】

2 番	渡 部	幸 悦	3 番	佐々木	雄 太
4 番	佐々木	春 男	5 番	奥 山	収 三
6 番	伊 藤	知	7 番	伊 藤	竹 文
8 番	飯 尾	明 芳	9 番	市 川	雄 次
10 番	佐々木	弘 志	11 番	佐々木	平 嗣
12 番	小 川	正 文	13 番	伊 東	温 子
14 番	鈴 木	敏 男	15 番	佐々木	正 明
16 番	宮 崎	信 一	17 番	加 藤	照 美
18 番	佐 藤	元	19 番	佐 藤	文 昭
20 番	菊 地	衛			

.....

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、16番宮崎信一議員、17番加藤照美議員を指名します。

日程第3、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤知議会運営委員長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。去る5月13日に平成27年第2回にかほ市議会臨時会についての議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

本臨時会に上程される案件は、専決処分の報告承認が5件、工事請負契約の締結について1件の計6件であります。

本案件の審査は、一日で可能であるという意見により、本日5月20日の一日と決しております。

全議案に関して、委員会付託をせず、本会議にて質疑、討論、採決を行います。

なお、本来、質疑等を当にかほ市議会では通告制を基本としておりますが、にかほ市議会申し合わせ事項14の1に臨時会においては当局の説明の後に急遽の質疑も受けることとなっております。通告者の質疑終了後、急遽の質疑を受けることとなりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日一日間に決定をいたしました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第44号から議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決定したいと思います。これに御異議ございませんか。——訂正します。会議規則「第39条」でなく「第37条」第3項の規定によりでございます。（該当箇所訂正済み）御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

日程第4、議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）から日程第9、議案第49号にかほ市観光拠点センター（仮称）本体建築工事請負契約の締結についてまでの議案6件を一括議題といたします。——訂正します。にかほ市観光拠点センター（仮称）本体「建設」でなく「建築」工事請負契約の締結であります。（該当箇所訂正済み）以上、議案6件を一括議題といたします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日は、臨時会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）でございます。並びに議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）でございます。

この二つの議案については、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、本市においても所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認をを求めるものであります。

議案第46号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について（専決第4号）でございます。

平成27年3月31日付で専決処分した平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について承認を求めるとして、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,532万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億530万円とするものでございます。

補正の内容は、歳入歳出ともに3月補正予算成立後の額の確定によるもので、歳入の主なものは、地方交付税では特別交付税の3月交付分が確定し、震災復興特別交付税を合わせて2億4,297万9,000円を増額しております。

基金繰入金は、未来創造基金、地域振興基金及び観光振興基金について、充当事業の完了により、それぞれ減額しております。

市債では、各事業の完了及び起債対象事業の追加により、それぞれ増減額をしております。

歳出の主なものは、事業の完了による所要の増減額のほか、総務費の地方創生費で事業費の組み替えにより、学童保育クラブ施設改修工事費620万円を減額、定住促進奨励金300万円を増額しております。

商工費の商工振興費では、申請の取り下げにより産学共同研究開発助成事業補助金500万円を減額し、土木費では、この冬の降雪量が少なく、除雪出動回数が減少したことにより、除雪費で合わせて3,000万円を減額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入で財政調整基金繰入金2億8,218万円を減額することにより行っております。

次に、議案第47号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について（専決第5号）でございます。

平成27年3月31日付で専決処分した平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,429万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億309万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、歳入では、国庫支出金では、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の確定により、合わせて2,974万2,000円を増額したほか、療養給付費交付金では、確定により2,676万2,000円を減額、県支出金では、財政調整交付金などの確定により1,796万7,000円を増額しております。

歳出では、保険給付費で一般及び退職被保険者療養給付費を実績見込みにより、合わせて2,429万2,000円を減額しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金4,530万円を減額することによって行っております。

議案第48号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について（専決第6号）であります。

平成27年4月1日付で専決処分した平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億9,120万円とするものでございます。

主な補正内容は、平成26年度一般会計補正予算（第7号）で地方創生費に計上していた事業のうち、学童保育クラブに係る工事が国の地域住民生活等緊急支援のための交付金の対象外とされたことから、議案第46号で説明した専決第4号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）から減額し、平成27年度にかほ市一般会計予算に追加補正するもので、歳入では、県の支出金の放課後子ども環境整備事業補助金133万2,000円を増額し、歳出では、民生費で学童保育クラブ移転関係工事費620万円を増額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入で繰越金486万8,000円を増額することにより行っております。

次に、議案第49号にかほ市観光拠点センター（仮称）本体建築工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、象潟町字大塩越地内に建設するにかほ市観光拠点センター（仮称）本体建築工事を実施するもので、契約の方式を指名競争入札により、契約の相手方を三共株式会社として4億2,854万4,000円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、御審議をいただき、承認並びに可決くださいますようお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長の補足説明を行います。

議案第44号及び議案第45号について、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは初めに、議案第44号、専決第2号のにかほ市税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、補足説明を申し上げます。

なお、このたびの改正については、改正箇所が多岐にわたるため、特に重要と思われる部分についてのみ御説明とさせていただきますとともに、説明の都合上、ページ箇所が前後いたしますので、あらかじめ御了承を願います。

また、議員の皆様には資料を2部配付しておりますが、議案第44号、専決第2号資料に基づき、御説明をさせていただきます。

初めに、にかほ市税条例の一部改正、第1条のマイナンバー制度関連につきまして御説明いたします。

議案綴りの3ページをご覧ください。

上から4行目の第2条、下から8行目の第36条の2、下から2行目の第51条、次に、4ページの上から5行目の第63条の2から下から3行目の第149条まで及び6ページの下から10行目の附則第10条の3並びに8ページの上段の表を除いた上から6行目の附則第22条の改正についてであります。

これらの改正については、番号利用法、マイナンバー制度施行規則により、本年10月より通知カードが公布され、来年1月から本格的に運用されますので、各種申出、申告、申請をする場合の個人番号、または法人番号等の規定を整備するものでございます。

次に、市民税に係る改正につきまして御説明いたします。

5ページをご覧ください。

上から4行目の附則第7条の3の2の改正については、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定であります。資料上段の1、住宅借入金等特別税額控除の延長をご覧ください。この改正については、消費税率の8%から10%への引き上げ時期が平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されることから、所得税と同様に控除の対象となる家屋の居住年限を「平成29年12月」から「平成31年6月30日」に1年6ヵ月延長するものでございます。

次に、5ページの上から6行目の附則第9条及び6ページの上から3行目の附則第9条の2の改正については、個人の市民税の寄附控除額に係る申告の特例等の規定であります。資料中段の1、寄附金税額控除（ふるさと納税）の見直しをご覧ください。この改正については、法律改正にあわせて新設するもので、ふるさと納税の申告の特例について規定するものであり、ふるさと納税制度が積極的に活用されるように寄附金特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充するものであります。

また、申告手続の簡素化として、確定申告を必要とする現在の仕組みに地方税法上の特例が創設され、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合は、当分の間、ワンストップで税額控除を受けることができる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を導入するものでございます。

次に、固定資産税に係る改正につきまして御説明いたします。

6ページをご覧ください。

上から9行目の附則第10条の2の改正については、固定資産税の課税標準の特例について条例で定める割合の規定であります。

初めに、中段の第6項の追加については、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一

定の公共施設等について、新たに「わがまち特例」を導入した上で特例割合をこれまでと同率の5分の3に、また、特定都市再生緊急整備地域にあっては2分の1と定めるものであります。

また、その下の第7項及び第8項の追加についても、市町村と管理協定が締結された津波避難施設について新たに「わがまち特例」を導入した上で、特例割合をこれまでと同率の2分の1と定めるものであります。

更に、その下の第12項の追加についても、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、新たに「わがまち特例」を導入した上で、特例割合をこれまでと同率の3分の2と定めるものであります。

次に、6ページの下から6行目の附則第11条、7ページの上から2行目の附則第2条、第12条及び第13条並びに4行目の附則第15条の改正については、平成27年度の評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長する法律改正にあわせ、「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改正し、継続するものであります。

次に、同じく6ページの下から4行目の附則第11条の2の改正については、土地の価格の特例の規定であります。据え置き年度、評価替えをしない年度において簡易な方法により土地の価格の下落修正を行うことのできる現行の措置を平成29年度まで継続するものでございます。

次に、軽自動車税に係る改正につきまして御説明いたします。

7ページをご覧ください。

上から7行目の附則第16条の改正については、軽自動車税の税率の特例の規定であります。資料の下段から資料裏面の表の上段の表、1、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）についても、あわせてご覧ください。

この改正については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規に取得した一定の環境性能を有する新車の軽四輪等について、その燃費性能に応じた軽自動車税の平成28年度分の税率を軽減する特例措置を講ずるものであります。

次に、8ページの中段、表を除いた上から11行目をご覧ください。

第2条、にかほ市税条例等の一部を改正する条例、これは昨年、平成26年にかほ市税条例第19号でありますが、この一部改正につきまして御説明いたします。

第1条中のかほ市税条例附則第16条の改正については、軽自動車税の税率の特例の規定であります。軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条の第1項から第3項に新設されますが、本改正により現行の軽課の規定を第2項から第4項に繰り下げ、経年車、重課の規定を第1項に加えるものでございます。

次に、平成26年改正附則関係につきまして御説明いたします。

9ページの表を除いた上から1行目の附則第1条、施行期日及び2行目の附則第4条、軽自動車税に関する経過措置についてであります。資料裏面の中段、二輪車及び小型特殊自動車等に係る税率の見直しの延期をご覧ください。

この改正は、平成27年度分から税率を引き上げることとされておりました原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う読み替え規定でございませ

同じく9ページ中段の附則第16条の改正については、既存車に係る軽自動車税の税率の引き上げの経過措置等についてであります。軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されることに伴う読み替え規定でございます。

なお、その他の改正につきましては、ほかの法令等の改正などに伴う条文中の引用条項等の追加及び修正等、並びに規定の削除による規定の繰り上げ等の改正でございます。

最後に、にかほ市税条例等の一部を改正する条例の附則関係につきまして御説明いたします。

12ページをご覧ください。

上から4行目の附則第5条については、市たばこ税に関する経過措置についてであります。資料の裏面の下段、1、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的廃止をご覧ください。

この改正については、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー、わかばなどの紙巻きたばこ、旧3級品の6銘柄については、通常の紙巻きたばこに係る国及び地方のたばこ税より税率を低くする特例措置が講じられておりました。しかし、平成28年4月1日からこの特例措置が廃止されることとなったため、激変緩和等の観点から平成31年4月1日までに4段階で税率を引き上げる経過措置を講ずるものでございます。

以上で、議案第44号の補足説明といたします。

引き続きまして、議案第45号、専決第3号のにかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、一緒に配付しております議案第45号、専決第3号資料に基づき補足説明を申し上げます。

それでは、議案綴りの21ページをご覧ください。

初めに、改正条文の1行目から3行目までの第2条第2項及び第3項並びに第4項の改正についてでございます。

国民健康保険税は、いわゆる国民健康保険に要する費用に充てる基礎課税部分と後期高齢者医療保険の支援金等に要する費用に充てる部分、それに介護保険の納付金に要する費用に充てる部分の、それぞれの合算額となっており、それぞれに課税限度額が設けられております。

今回の改正は、資料の上段の第2条改正関係の表のとおり、所得割及び均等割の改正はございませんが、課税限度額をそれぞれ改正するもので、医療分基礎課税額の限度額を1万円引き上げ「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額も同じく1万円引き上げ「16万円」から「17万円」に、また、介護納付金課税額の限度額を2万円引き上げ「14万円」から「16万円」とするものでございます。

次に、議案の4行目から6行目までの第23条の改正についてであります。国民健康保険税は世帯主と被保険者の人数や所得によっては均等割額が7割、5割、2割と減額されます。このうち資料の下段の改正後の表のとおり、7割軽減についての変更はございませんが、5割軽減の判定に被保険者数に24万5,000円を乗じていた部分を26万円に、2割軽減の判定には被保険者数に45万円を乗じていた部分を47万円に改正するものでございます。

また、附則第3条の一部改正については、平成25年6月に改正済みで、平成29年1月1日から施行予定であります条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の「配当所得」を「利子所得、配

当所得及び雑所得」に改める。附則第15号の改正規定に限り、施行期日を平成28年1月1日とするものでございます。

以上で、議案第45号の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第46号について、初めに財務部に関することは財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第46号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の財務部関係の主な補正内容につきまして、補足説明を申し上げます。

なお、補正内容といたしましては、事務事業等が確定したことに伴う精算などが主な内容となっております。

初めに、補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正についてでございます。

上段の追加の表については、3款1項社会福祉費の地域包括支援センターシステム改修事業から10款2項小学校費の改訂教科書購入事業までの5件、合わせて362万2,000円を追加するもので、いずれも年度内に事業の完了が見込めないことから平成27年度に繰り越すものでございます。

また、下段の変更の表については、さきの3月定例市議会で議決をいただきました年度内に事業の完了が見込めない2款1項総務管理費の地方創生事業から7款1項商工費の工業振興条例奨励措置助成金までの3件、合わせて7,812万9,000円の繰越額を、事業の変更などによりそれぞれ増減し、合わせて1億2,753万1,000円に変更するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第3表の地方債補正についてでございます。

初めに、上段の追加の表については、新たに仁賀保勤労青少年ホーム石綿除去事業として120万円を追加するものであります。

また、下段の変更の表については、事業費の確定に伴い、一般会計出資債から観光拠点センター整備事業までの5件の借入限度額をそれぞれ減額し、合わせて「2億6,820万円」から「2億6,100万円」に変更するものであります。

続きまして、9ページをご覧ください。

歳入の主な補正内容につきまして御説明いたします。

初めに、1款1項1目1節個人市民税の現年課税分1,748万3,000円の減額及びその下の1款1項2目1節法人市民税の現年課税分670万円の増額については、それぞれ予算現額と実績見込み額との差額を補正するものであります。

なお、3月末での税額の確定により、個人市民税及び固定資産税の滞納繰越分並びにたばこ税の現年課税分の増額を含め、市税全体では合わせて609万3,000円の減額をするものであります。

次に、同じページの中段やや下をご覧ください。

2款1項1目1節地方揮発油譲与税128万3,000円の減額及びその一つ下段の2款2項1目1節自動車重量譲与税130万2,000円の減額については、国からの交付額の確定により、それぞれ減額するものであります。

次に、10ページの中段をご覧ください。

4款1項1目1節配当割交付金1,084万4,000円並びにその一つ下段の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金517万6,000円の県からの交付金の大幅な増額については、企業業績を反映した上場株式等の配当の増加と株式市況の活況によるものと考えております。

次に、一つ下段の6款1項1目1節地方消費税交付金333万4,000円の増額及び11ページ上段の8款1項1目1節自動車取得税交付金184万6,000円の増額については、県からの交付額の確定により、それぞれ増額するものであります。

次に、一つ下段の10款1項1目1節特別交付税の2億4,296万円の増額については、当初予算では2億円を計上しておりましたが、平成26年度の交付額が4億4,296万円に確定したことにより増額するものであります。

なお、震災復興特別交付税の交付額1万9,000円を含め、これら特別交付税の確定により平成26年度の地方交付税の交付額は、普通交付税52億2,348万8,000円と合わせ56億6,646万7,000円となるものでございます。

次に、12ページ中段をご覧ください。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金2億8,218万円の減額については、歳入歳出予算の調整により減額するものであります。

なお、減額後の繰入額は2億8,917万円となり、平成26年度末の財政調整基金残高は24億317万3,000円となるものであります。

次に、12ページ下段から13ページをご覧ください。

21款の市債については、第5表の地方債補正で申し上げましたとおり、それぞれ起債事業の追加及び確定に伴う補正であります。総額で13ページの下段の計欄のとおり600万円の減額となり、平成26年度予算の市債借入額は16億7,087万5,000円となるものであります。

なお、平成26年度末の一般会計の市債借入残高は、前年度末の189億1,415万円から8億9,511万円減少し、180億1,904万円となるものでございます。

また、同じく平成26年度末の合併特例債の一般建設費の活用額は47億2,020万円となりまして、活用可能額128億1,210万円の36.8%となるものでございます。

なお、歳出につきましては、財務部関係の補足説明はございません。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、総務部関係について補足説明をいたします。

14ページをお開き願います。

2款1項11目交流促進事業費でありますけれども、いずれも事業費の確定による減額でございます。

にかほ市地域振興交付金事業、これにつきましては、8地域のすべてにおいて事業が実施されております。

また、元気づくり応援事業交付金についても、平成26年度においては6件の申請がございまして実施されたものでございます。

次に、その下の14目の地方創生費については、配付しております地域活性化・地域住民生活等緊

急支援交付金事業一覧表をご覧ください。

国から地方創生型事業として、ハード事業のみの事業は当該事業の対象とならない——市長も報告しておりますけれども——との判断が示されたことから、この一覧表ではNo. 11、中ほどになりますが、子ども・子育て応援事業の学童保育クラブ施設改修工事費の全額を減額いたしまして、定住促進奨励金の交付対象者がその増加が見込まれることから、No. 8記載のとおりであります、移住・定住促進事業費に300万円増額補正して、交付金事業の増減額の調整を行ったものでございます。

次に、15ページ下段になります。

9款1項5目災害対策費につきましては、いずれも工事の完了により、請負差額の減額でございます。総務部関係については、以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、12ページをお開きください。歳入です。

上段の15款3項6目土木費委託金168万3,000円の増額は、県道の除雪に伴う委託金で、除雪稼働時間の精算によるものであります。

その下の16款2項2目物品売払収入334万8,000円の増額は、平成4年に購入しました13トン級除雪ドーザーが古くなり、修理に多くの費用がかかることから、今回廃車処分したことによる売払い収入であります。

15ページをお開きください。

歳出です。

上段の8款2項5目除雪費3,000万円の減額は、今季の降雪量が少なかったことによるものであります。

参考としまして、平成26年度の除雪機械の稼働時間は、延べ2,805時間でありました。平成25年度に比べますと1,564時間の減、平成24年度とでは4,566時間少なくなっているというような状況であります。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 初めに、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正についてでございます。

7款1項商工費、開業開店起業化資金貸付金の150万円の追加でございます。当貸付金における貸し付けの時期につきましては、規則で操業開始後と定められておりますが、平成26年度中に貸し付け決定を行った1件につきましては、操業開始日が次年度以降となったために繰越措置の追加をするものでございます。

次に、同じページの変更についてでございます。

7款1項商工費の工業振興条例奨励措置助成金であります。3月定例会におきまして設備導入完了日以降に支払われる1社分の助成金435万2,000円について、4月以降の設備導入完了日となるため繰越措置をしておりましたが、今回、2社分5,245万2,000円につきましても同じ理由によりまして繰越措置をするもので、補正後の金額は5,680万4,000円となります。

次に、14ページをお開きください。

歳出になります。

7款1項商工費2目商工振興費19節負担金補助及び交付金500万円の減額でございます。産学共同研究開発助成事業につきまして、採択中の事業において技術的な課題がクリアされず、補助事業を中止し、辞退したい旨の申出がありました。今後も研究開発の成果が見込めないことから、交付決定を取り消したものでございます。

この取り消しにより、平成26年度において他に同事業において申請がないことから、減額補正に至ったものでございます。

次に、同じページ下段の観光課に関するものでございますが、歳出になります。

7款2項2目観光施設費の委託料200万円の減額は、観光拠点センター整備工事実施設計委託料の減額でありまして、実績により請負差額を減額するものでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） そうすれば、予算書の16ページをお開き願います。

10款4項7目仁賀保勤労青少年ホーム管理費の財源振替についてでございますが、仁賀保勤労青少年ホーム冷暖房設備改修工事の際に配管の防護材に石綿が使用されていたことが判明したことにより、その除去工事を実施しております。その工事費の財源として地方債を利用することとしたために、一般財源を120万円減額し、地方債に振り替えしたものでございます。

次に、その下段であります。10款5項3目屋外運動施設管理費15節工事請負費の100万円の減額でございます。TDK秋田総合スポーツセンター施設整備工事、これは現在開設しておりますにかほ市スポーツ宿泊研修センターでございますが、この改修工事の完成によりまして工事請負費の不用額の減額でございます。

なお、財源について地方債を290万円減額し、一般財源190万円を充当して精算することとしたものでございます。

教育委員会関係については以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第47号及び議案第48号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（伊東秀一君） 私の方からは、議案第47号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）でございますけれども、各項目とも市長からの提案理由の説明のとおり、額の確定による差額の補正でございます。この件につきましては特に補足することはございません。

次に、議案第48号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）について補足説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

15款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金、放課後子ども環境整備事業補助金133万2,000円は、市長からも提案理由の説明がございましたけれども、学童保育クラブにかかわる工事が国の地域住民生活等緊急支援のための交付金の対象外とされたことから、平成27年度の一般会計に追加補正するものでございます。

放課後児童クラブ環境改修事業として、象潟学童保育クラブ、金浦学童保育クラブが使用しております部屋にエアコンを設置することに対する県補助金でございまして、補助基準額は100万円で補助率は3分の2、2施設分として133万2,000円を補正するものでございます。

続いて、7ページをご覧ください。

歳出でございます。

3款2項1目15節工事請負費620万円は、歳入で申し上げましたとおり、象潟学童保育クラブ並びに金浦学童保育クラブを各小学校で実施しておりますけれども、西日が当たるなどで室内温度の上昇が見られます。夏休み中も使用することから、児童の生活環境を改善するためにエアコンを設置して対応するものであります。予算の内訳といたしましては、施設の構造等を考慮いたしまして、金浦学童保育クラブが床置き型で280万円、象潟学童保育クラブが天井カセット方式で340万円でございます。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第49号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、議案第49号につきまして補足説明をさせていただきます。

主な内容につきましては、市長の提案説明にあったとおりでございますが、本件につきましては、去る5月12日に入札会を実施しております。

業者選定を市内建築A級1社、市内建築B級3社の計4社で指名競争入札を実施しております。

なお、入札の結果につきましては、議案第49号関係の資料を提出してございますので、御参考いただきたいと思います。

入札の結果は、三共株式会社花落札をしております。落札金額は4億2,854万4,000円で、工期は議決のあった日から平成28年3月18日までとするものでございます。

工事内容につきましては、これまで説明会で御説明してきておりますが、お手元の資料で少し説明をいたしたいと思います。

A3版の綴りの資料をご覧くださいと思います。

表紙をめくっていただきますと、カラーの完成予想パースになります。ここに施設概要を記載しておりますが、木造平屋で建築面積が約2,300平方メートル、延べ床面積が約2,240平方メートルになります。販売ブース等を初めとする各部屋の面積も記載しておりますが、3ページに平面図を添付してございます。ご覧くださいと思います。

それから、今後の工事とその他のスケジュールにつきましては、2ページの敷地平面図の中に色塗りをされている中央部分、計画建物と記載の赤い本体棟を12月中に完成をさせ、既存店舗の解体終了後にねむの丘の本体との渡り廊下と附随する足湯棟を3月下旬までに完成させる予定となっております。

今後は、外構整備の建設や工事も発注していくこととなりますが、直売施設の开店準備が整い次第、3月中旬のプレオープン、そしてすべての工事完了後の4月には全面的なグランドオープンを予定しております。

以上、にかほ市観光拠点センター（仮称）本体建築工事請負契約の締結についての補足説明を終

わかります。以上です。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）から議案第49号にかほ市観光拠点センター（仮称）本体建築工事請負契約の締結についてまでの6件の質疑を行います。質疑ありませんか。13番伊東温子議員。議案番号を明示してから発言をお願いします。

●13番（伊東温子君） 議案第46号です。平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてです。

14ページの歳出2款総務費1項14目です。にかほ市定住促進奨励金300万円の増ですけれども、これ、前の議会で質疑した時に、100万円に関しては2世帯分の予定があるということで、100万円計上されました。その後、要綱の見直しとかもあったと思うんですけれども、4月からの要綱の変更、見直し、もう完了したのでしょうか。この300万円というのは、その新しい要綱のもとに奨励金として生きていくお金なのでしょうか。

それから、増えていく目処があるということでしたけれども、今のところこの300万円という補正は何世帯分、どのような形で定住されるのか、その内容を伺いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 第1点、その要綱の改正については、4月1日付で改正を行っております。これまでの定住奨励につきましても、幅広く門戸を開いて対応してまいりましたけれども、定住というその目的が達成されるのかどうかという疑義があったことと、これまでの委員会の中で、対象者においてその差別化があるのではないかという、そういうこともありまして要綱の改正を行い、定住が明確となる住宅取得、あるいは新築、これらを主とした要綱に見直しを行っております。

現在の増額補正につきましては、ただ要綱自体が生きているものでございますので、旧要綱対応分、これはなぜかといいますと、申請時期が住民票を持ってきてから1年を経過するまでという規定がございますので、その対象となる案件の部分、新たな要綱として対象となる部分がございますので、それらの増額が見込まれると。現在のところは問い合わせも含めて2件ほど説明しておりますけれども、ございますので、そういったことで増額補正をしたというところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東議員、いいですか。伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） もう一つ質疑させていただきます。

これも同じく議案第46号と思われましてけれども、プレミアム宿泊券のことなんですけれども、これも前の議会で質疑いたしました時に、前の資料でいくと助成額が5,000円ということでした。今は変わっています。

●議長（菊地衛君） 伊東議員、議案のあれですか、予算書に明示になっていますか、今の件は。——暫時休憩します。

午前10時59分 休 憩

午前11時03分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。市川議員。

●9番（市川雄次君） 今の定住促進の奨励金についてなんですが、ちょっとどうなのかなということでお伺いしたいのですが、確かに国・県の支出金で既に3月定例会、先ほどの話じゃないですけども、3月定例会で終わっておりますので一般財源化しております。ただ、この、何て言いましょかね、年度内に処理したいということの意はよく分かるのですけれども、例えば620万円を減額して——すいません、議案第46号です。14ページの定住促進奨励金なんですが——620万円を減額して300万円の追加をしているという形ですが、この定住促進の今の、前の質問を聞くと、やはりちょっと政策的に変化しているということ、事業量が増えているということになると、専決処分としてふさわしいのかという話になると思います、私としては。特に100万円から300万円の増加、300%の増加になっているということになれば、当然今言ったように要綱の改正の部分も含んだものであれば、これはもう少し、本来ならば委員会で審査してやるべきようなものを専決処分で行っているのかという疑問があるんですが、これについてどういう考え方で行ったのかについて聞きたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） ただいまの質問についてなんですけれども、まず一点が地方創生に係る交付金の総枠がございます。せっかくいただける交付金でございますので、提案している事業の中で予算の組み替えもあるというのは3月定例会でもお話申し上げてきたところでございますが、その中で拡充が見込まれる事業というのを絞り出したといいますか、事業を検討した結果、この移住・定住促進事業、この大事な事業でございますので、ここが一つの拡充、効果も含め、あると見込まれることから、総額、交付金との兼ね合いもございまして増額をさせていただいたところでございます。

●議長（菊地衛君） 市川議員。

●9番（市川雄次君） おっしゃることは分かります。ただ、専決処分で処分するには、余りにも事業量が急激に、だって3月の20日に定例会が終わって、3月31日に専決となると、その12日間の間に劇的に激増しているということについて、専決でやるには余りにも倍増というか激増、増額分が大きすぎるのではないかなというような感じがあります。確かに総枠で決まっているから、それに見合うところで、ただ、320万円はどうしても削らなきゃいけないということのお話だと思うんですが、ちょっと専決にしては余りにもそぐわないのではないかなというぐらいの増額分だなというふうに思っただけの質問でした。そこについてちょっと説明が、言っていることは分かるんですけど、ちょっと納得しづらいなと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） これまでもその要綱に基づいて定住促進奨励金、差し上げてきていますけれども、事例が発生した際に補正対応というようなことでも取り組んでまいりました。したがって、この事業、平成27年度においても見込まれる、問い合わせ等含めると見込まれる事案があるということで、本来であれば平成27年度予算で補正対応という計画でございましたけれども、この交付金の活用が見込めるということで、あえて平成26年度のこの創生事業費に補正計上させてもらったというところでございます。

●議長（菊地衛君） 市川議員。自己の思いや意見を、なるべく入れないようにしてください。

●9番（市川雄次君） 本来なら補正対応でしょうねというふうに思います。自己の思いは言わないのでやめます。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 議案第49号について、お聞きしたいと思います。

今回の競争指名入札ということで、にかほ市の方のA級とB級を指名しているようですが、建築関係でいくと、にかほ市には15社があつて、A級が1、B級が3、C級も一つあるわけですが、例えばこの指名するときに1社だけじゃなくて、これ、にかほ市のプロジェクトとして大変大きなプロジェクトだと思うんですが、CとDを組み合わせるだとかをして広く企業に恩恵を与えるという意味で、そういう指名というのは考えなかったのかお伺いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） 答弁、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） 指名調整会議についての御質問と承りますが、今回、4億3,000万円規模の建設でございます。本来でありますれば、やはりA級の事業でございますが、建築物自体が木材が主体だということでございまして、ただ、C級まではちょっと無理だろうと、C級・D級は無理だろうということでA級1社、B級3社の指名調整会議の結果、そういうことになったところでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ありませんか。はい、佐々木春男議員。

●4番（佐々木春男君） 議案第45号についてお伺いいたします。

第2条関係で限度額が上がったわけですが、これは上がるということは、住民の負担の増加につながるものではないかなと思うのですが、その点と、第23条の改正関係なんですが、かなり基準額に軽減される世帯が増えるのかなというふうに見えますが、どのくらいの世帯が軽減されるのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） ただいまの御質問でございます。

限度額引き上げによって増額になる金額と承りました。平成26年度、平成27年度はまだ課税しておりませんので、平成26年度をもとに試算しておりますが、第2条第2項の基礎課税額の限度額の引き上げによって該当する世帯が15世帯、税額にして約15万6,000円の負担増となり、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額引き上げによって該当する世帯が164世帯、税額にして約182万5,000円の負担増となります。また、同条第4項の介護納付金課税額の限度額引き上げによって該当する世帯が15世帯、税額にして約36万4,000円の負担増となります。それぞれ所得の高い方の負担が増

えることとなりますが、増額となる合計額としましては約234万4,000円となるものでございます。

それから、第23条第1項第2号の5割軽減、この判定要件改正によりまして軽減対象となる方は1,126人、約165万2,000円の負担軽減となります。

また、同条第3号の2割軽減の判定要件改正によりましては、軽減対象となる方は945人、約8万3,000円の負担増となります。これは新たに2割軽減となった方が70人——平成26年度で比較しておりますが——増え、2割軽減から5割軽減に繰り上がった方が80人となったことによるものでございます。以上でございます。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。19番佐藤文昭議員。

●19番（佐藤文昭君） 繰越明許費の補正の中で、この変更分について、商工費の・・・

●議長（菊地衛君） 議案番号を教えてください。

●19番（佐藤文昭君） 議案番号46号です。専決第4号、補正予算の第8号・・・

●議長（菊地衛君） 佐藤議員、すみません、マイク入れてください。

●19番（佐藤文昭君） 議案第46号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の、第2表の繰越明許費の補正の分、変更の分について、商工費について5,600万円ほど補正後なっていますけれども、差し支えなかったら2社の会社名と、これに関する資料ありましたら提出をお願いします。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 第2表繰越明許費補正の変更部分、商工費、工業振興条例奨励措置助成金の増額でございますけれども、これにつきましては会社名が秋田オイルシール、それからスマイルネットワーク、この2社でございます。それぞれ増額分が秋田オイルシールにつきましては5,000万円、スマイルネットワークについては245万2,000円、こういう内容でございます。

●議長（菊地衛君） 佐藤議員、いいですか。

●19番（佐藤文昭君） 資料提出できませんか。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時14分 休 憩

午前11時15分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 繰越明許費に関しましては、以上の内容でございまして、このほかに資料の提出があるのであれば、御指示いただければお出ししたいと思います。ただ、企業の業務内容につきましては、これはお出しすることはできないのかなというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐藤議員、いいですか。——暫時休憩します。

午前11時16分 休 憩

午前11時17分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。伊東温子議員。

●13番（伊東温子君） 議案番号は第46号です。14ページ、歳出になります。7款2項2目13節の委託料、観光拠点センター整備工事実施設計委託料です。200万円の減となっています。議案の第49号でもこれが資料として出されましたけれども、この資料を見ますと、一番最後のページなんですけれども、多目的室というものがありますけれども、この前、設計図を見た時と、また様子がちょっと変わっています。この多目的室というのは何に使うんでしょうか。それからもう一つは、最初の図面が出たころに——その前ですね。市長が加工所を設けたいということでありましたけれども、その加工所というのはなくなって、この多目的室になるのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 今の専決の補正に関わった部分についてのみの答弁をお願いしたいと思います。答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 多目的室につきましては資料の2枚目、表紙のところにて52.998平米、ミーティング、体験教室、ミニイベント等での活用というふうにございます。こういうふうを活用していくということになります。

あと、減額補正につきましては、これ以上の説明はございません。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。あくまでも議案の中身についてお願いします、質問は。

●13番（伊東温子君） 設計について、これが最終の設計だと思われます。それまでに変わってきたもんですから、それでお聞きしたいと思っているんですけど、よろしいでしょうか。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時20分 休 憩

午前11時21分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。渡部幸悦議員。

●2番（渡部幸悦君） 2番渡部です。

議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）、この特にマイナンバー制度について質問させていただきます。

マイナンバー制度、こちらの方、非常にこの、いろんなその事業所の方でも、どうやって対応したらいいのかというふうなことがいろいろマスコミ等でも言われております。これは施行がもう決まっていることですので、施行するというふうなことになりますが、そちらの方のその対応とかい

ろんなその相談窓口とか、そういうふうな形での対応というふうなものをどういうふうにして考えられているのか御質問いたします。

●議長（菊地衛君） 財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） 会社関係のマイナンバー制度の普及方法、普及というかお知らせに関しましては、今後、税務署の方で対応して、制度の周知について対応していくという予定になっております。

本市税務課については、今後まず早めに周知の方の計画を立てて、広報、あるいはホームページなどで周知してまいりたいと考えております。以上です。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第44号から議案第49号まで、6件の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第44号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）について、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第44号についての討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第45号についての討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第46号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第46号についての討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第47号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第47号についての討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第48号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第48号についての討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第49号にかほ市観光拠点センター（仮称）本体建築工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第49号についての討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回にかほ市議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午前11時28分 閉 会
